

(様式第 1 号)

パブリック・コメント手続を行う案件の概要

案件の名称	筑西市都市計画マスタープラン一部改訂版（案）		
意見募集期間	令和 7 年 5 月 29 日（木）～ 令和 7 年 6 月 19 日（木）	担当課	都市計画課
案を立案した趣旨、目的	筑西市都市計画マスタープランにおいて、新たに下館第一工業団地及び下館第二工業団地周辺を産業系検討地区として位置付けることで都市づくりを計画的に推進することを目的として一部を改訂するもの。		
案を立案した背景	【施策等の立案の根拠、または立案の経緯】 都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている各市町村の都市計画に関する基本的な方針を明らかにするために策定する計画である。本市においては、令和 2 年 3 月に現在の都市計画マスタープランが示されている。 地域未来投資促進法に基づく第 2 期茨城県県西地域基本計画において、下館第一工業団地及び下館第二工業団地周辺が重点的に企業立地を図るべき重点促進区域として位置付けられたことから、当該地区の土地利用方針の転換を早期に図り、都市づくりを計画的に推進するために都市計画マスタープランの一部を改訂する。 【これまでの協議経過】 令和 7 年 2 月 10 日～3 月 6 日 茨城県関係各課所（18 課所）との調整会議【書面による意見照会及び意見への回答】		
案を立案する際に整理した考え方及び論点	下館第一工業団地及び下館第二工業団地周辺の都市計画マスタープランや第 2 期茨城県県西地域基本計画における位置づけを整理するとともに、他地区の位置づけや記載内容との整合を図った。		
施策等の効果	都市計画マスタープランの一部改訂により、下館第一工業団地及び下館第二工業団地周辺地区の土地利用方針の転換を早期に図ることで、都市づくりを計画的に推進することができる。		
今後の予定	パブリック・コメント手続実施 → 意思決定 → 公表 （5－6 月） （7 月） （7 月）		
【参考資料】 筑西市都市計画マスタープラン一部改訂版（案） 筑西市都市計画マスタープラン一部改訂版（案）【新旧対照表】			